

青森県報

号外第七十三号

平成二十九年
九月八日
(金曜日)

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局)：一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「開票区の分設又は合併の申出等」を「市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の届出等」に、

「第二十三条 投票所の整備」を

「第二十二條の三 共通投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票管理者の告示及び通知

第二十三条 投票所の整備

に、

「第四十四条の六 期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の告示及び通知」を

「第四十四条の六 期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の告示及び通知

第四十四条の七 期日前投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票管理者の告示

及び通知

に改める。

第六条を次のように改める。

(市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の届出等)

第六条 市町村委員会は、令第十条の二(市町村の区域を分けて開票区を設ける場合

等の手続)第一項の規定による届出をするときは、第五号様式に準じてしなければならない。

ならない。

2 数市町村の選挙管理委員会は、令第十条の二第二項の規定による届出をするとき

は、第六号様式に準じてしなければならない。

3 県委員会は、法第十八条(開票区)第三項の規定による告示をするときは、第七

号様式により行うものとする。

4 県委員会は、令第十条の二第四項の規定による告示をするときは、第七号様式の

二により行うものとする。

5 県委員会は、令第十条の二第五項の規定による通知をするときは、第七号様式の

三により行うものとする。

第二十一条第二項中「告示」の下に「及び通知」を加え、「に、投票管理者に通知

するときは、第三十四号様式に、それぞれ」を「及び第三十四号様式に」に改める。

第二十二條の二第二項中「第四十九條」を「第四十八條の四」に、「により共通投

票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に」を「による」に改め、同条の次に次

の一条を加える。

(共通投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票管理者の告示及び通知)

第二十二條の三 市町村委員会は、令第四十九條(市町村の区域が数開票区に分かれ

ている場合における投票箱等の送致を受けるべき開票管理者 第五項の規定による

告示及び通知をするときは、第三十六号様式の四及び第三十六号様式の五に準じて

しなければならない。

2 市町村委員会は、令第四十九條第六項の規定による告示及び通知をするときは、

第三十六号様式の六及び第三十六号様式の七に準じてなければならない。

第三十六條第二項中「による告示」の下に「及び通知」を加え、「により行うもの

とし、市町村委員会に通知をするときは、」を「及び」に改め、同条第三項中「によ

り投票管理者及び開票管理者に」を「による」に改め、同条に次の一項を加える。

4 市町村委員会は、令第四十六条第四項の規定による告示及び通知をするときは、第五十五号様式の二及び第五十五号様式の三に準じてしなければならない。

第三十七条第一項中「により繰延投票の期日」を「による」に改め、同条第三項中「により選挙長又は選挙分会長及び市町村委員会に」を「による」に改め、同条第四項中「により投票管理者及び開票管理者に」を「による」に改め、同条に次の二項を加える。

5 市町村委員会は、令第四十八条第四項の規定による通知をするときは、第五十九号様式の二に準じてしなければならない。

6 県委員会は、令第四十八条第五項の規定による通知をするときは、第五十九号様式の三により行うものとする。

第四十四条の六第二項中「第四十九条」を「第四十九条の九」に、「により期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に」を「による」に改め、第七章の二中同条の次に次の一条を加える。

(期日前投票所の投票箱等の送致を受けるべき開票管理者の告示及び通知)

第四十四条の七 市町村委員会は、令第四十九条の十二(市町村の区域が数開票区に分かれている場合における投票箱等の送致を受けるべき開票管理者)第五項の規定による告示及び通知をするときは、第六十一号様式の七及び第六十一号様式の八に準じてしなければならない。

2 市町村委員会は、令第四十九条の十二第六項の規定による告示及び通知をするときは、第六十一号様式の九及び第六十一号様式の十に準じてしなければならない。

第六十三条第三項中「により選挙長又は選挙分会長及び市町村委員会に」を「による」に改め、同条第四項中「により開票管理者に」を「による」に改め、同条第五項中「第七十八条第三項の規定により中央選挙管理会に通知する」を「第七十八条第五項の規定による通知をする」に改める。

第六十九条第二項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同条第三項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「により投票管理者及び開票管理者に」を「による」に改める。

第八十一条第二項中「による告示」の下に「及び通知」を加え、「により行うもの」とし、市町村委員会に通知をするときは、「及び」に改める。

第八十二条第三項中「により選挙長及び市町村委員会に」を「による」に改め、同条第四項中「により、投票管理者及び開票管理者並びに市町村の選挙の選挙長に」を

「による」に改める。

第八十三条第三項中「により選挙長及び市町村委員会に通知する」を「による通知をする」に改め、同条第四項中「により開票管理者及び市町村の選挙の選挙長に」を「による」に改める。

第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

第五号様式(第六条関係)

第 号
年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏 名

分割開票区の設置に係る特別の事情の発生

(消滅、重要な変更)について(届出)

下記のとおり分割開票区を設けることができる特別の事情が発生(消滅)した(に重要な変更があつた)ので、公職選挙法施行令第10条の2第1項の規定により届け出ます。

記

1 特別の事情(重要な変更の内容)

2 分割開票区について

開票区名	開票区に含まれる投票区名	開票所として使用する建物の名称及び所在地

注 投票区及び新旧開票区の区域を表示した図面を添付すること。

第六号様式(第六条関係)

第 号
年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

市 (町、村) 選挙管理委員会委員長 氏 名

〃
〃
〃

数市町村合同開票区の設置に係る特別の事情の
発生 (消滅、重要な変更) について (届出)

下記のとおり数市町村合同開票区を設けることができる特別の事情が発生 (消滅) した (に重要な変更があった) ので、公職選挙法施行令第10条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 特別の事情 (重要な変更の内容)
- 2 数市町村合同開票区について

構成市町村名	数市町村合同開票区を構成する区域	開票所として使用する建物の名称及び所在地

注 市町村の区域の一部を合わせて数市町村合同開票区を設ける場合は、当該区域を表示した図面を添付すること。

第七号様式中「(変更)」を削り、

市町村名	開票区名	合併後の開票区名	開票区の区域

を

市町村名	分割開票区名 (数市町村合同開票区名)	開票区の区域

に

改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第七号様式の二 (第六条関係)

青森県選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第十八条第二項の規定により設けた開票区を次のとおり廃止 (変更) したので、公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第百十九号) 第十条の二第四項の規定により告示する。

年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 氏 名

市町村名 (変更後の市町村名)	分割開票区名 (数市町村合同開票区名)	開票区の区域 (変更後の開票区の区域)

第七号様式の三(第六条関係)

第 年 月 日

市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

青森県選挙管理委員会委員長 氏 名

開票区の設置(廃止、変更)について(通知)

公職選挙法第18条第2項の規定により下記の開票区を設けた(廃止した、変更した)ので、公職選挙法施行令第10条の2第5項の規定により通知します。

記

市町村名 (変更後の市町村名)	分割開票区名 (数市町村合同開票区名)	市町村の区域 (変更後の市町村の区域)

--	--

第三十六号様式の三中「第49条」を「第48条の4」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第三十六号様式の四(第二十二条の三関係)

市(町、村)選挙管理委員会告示第 号

年 月 日 執行の何選挙における共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区の開票管理者を次のとおり指定したので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第89号)第四十九条第五項の規定により告示する。

年 月 日

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏 名

一 開票区名

二 開票管理者氏名

第三十六号様式の五(第二十二条の三関係)

第 年 月 日

何開票区開票管理者 殿

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏 名

投票箱等の送致を受けるべき開票管理者について(通知)

年 月 日 執行の何選挙において、あなたが開票管理者を務める開票区を共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区に指定したので、公職選挙法施行令第49条第5項の規定により通知します。

第三十六号様式の六(第二十二条の三関係)

市(町、村)選挙管理委員会告示第 号

年 月 日 執行の何選挙における共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区の開票管理者を、関係市町村の選挙管理委員会の協議により、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四十九条第六項の規定により告示する。

年 月 日

市(町、村) 選挙管理委員会委員長 氏 名

- 一 開票区名
- 二 開票管理者氏名

第三十六号様式の七（第二十二条の三関係）

第 号
年 月 日

何開票区開票管理者 殿

市(町、村) 選挙管理委員会委員長 氏 名

投票箱等の送致を受けるべき開票管理者について（通知）

年 月 日 執行の何選挙において、関係市町村の選挙管理委員会の協議により、あなたが開票管理者を務める開票区を共通投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区に定めたので、公職選挙法施行令第49条第6項の規定により通知します。

第五十三号様式中「同法施行令」を「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）」に改める。

第五十四号様式中「市(町、村) 選挙管理委員会委員長 殿」を

「教市町村合同開票区開票管理者 市(町、村) 選挙管理委員会委員長 殿」に改める。

第五十五号様式の次に次の二様式を加える。

第五十五号様式の二（第三十六条関係）

市(町、村) 選挙管理委員会告示第 号

年 月 日 執行の何選挙につき公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

第五十六条の規定により次のとおり線上投票を行うので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四十六条第四項の規定により告示する。

年 月 日

市(町、村) 選挙管理委員会委員長 氏 名

投票区名	投票所の名称	投票期日
------	--------	------

第五十五号様式の三（第三十六条関係）

第 号
年 月 日

投票管理者 開票管理者 殿

市(町、村) 選挙管理委員会委員長 氏 名

線上投票の期日について（通知）

年 月 日 執行の何選挙において、下記投票区について線上投票を行うので、公職選挙法施行令第46条第4項の規定により通知します。

記

投票区名	投票所の名称	投票期日
------	--------	------

第五十八号様式中「何選挙選挙長（選挙分会長）市(町、村) 選挙管理委員会委員長 殿」を

「教市町村合同開票区開票管理者 何選挙選挙長（選挙分会長） 殿」に改める。

市(町、村) 選挙管理委員会委員長 殿

第五十九号様式の次に次の二様式を加える。

第五十九号様式の二(第三十七条関係)

第 号
年 月 日

投票管理者
開票管理者 殿
選挙長

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏 名

繰延投票の期日について(通知)

年 月 日執行の何選挙について、下記のとおり繰延投票を行うので、公職選挙法施行令第48条第4項の規定により通知します。

記

投票区名	投票所の名称	投票期日

第五十九号様式の三(第三十七条関係)

第 号
年 月 日

中央選挙管理委員会長 殿

青森県選挙管理委員会委員長 氏 名

繰延投票の期日について(通知)

年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区について、下記のとおり繰延投票を行うので、公職選挙法施行令第48条第5項の規定により通知します。

記

市町村名	投票区名	投票所の名称	投票期日

第六十一号様式の六の次に次の四様式を加える。

第六十一号様式の七(第四十四条の七関係)

市(町、村)選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区の開票管理者を次のとおり指定したので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第8十九号)第四十九条の十二第五項の規定により告示する。

年 月 日

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏 名

- 一 開票区名
- 二 開票管理者氏名

第六十一号様式の八(第四十四条の七関係)

第 号
年 月 日

何開票区開票管理者 殿

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏 名

投票箱等の送致を受けるべき開票管理者について(通知)

年 月 日執行の何選挙において、あなたが開票管理者を務める開票区を期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区に指定したので、公職選挙法施行令第49条の12第5項の規定により通知します。

第六十一号様式の九(第四十四条の七関係)

市(町、村)選挙管理委員会告示第 号

年 月 日 執行の何選挙における期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区の開票管理者を、関係市町村の選挙管理委員会の協議により、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第四十九条の十二第六項の規定により告示する。

年 月 日

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏 名

一 開票区名

二 開票管理者氏名

第六十一号様式の十(第四十四条の七関係)

第 号
年 月 日

何開票区開票管理者 殿

市(町、村)選挙管理委員会委員長 氏 名

投票箱等の送致を受けるべき開票管理者について(通知)

年 月 日 執行の何選挙において、関係市町村の選挙管理委員会の協議により、あなたが開票管理者を務める開票区を期日前投票所の投票管理者から投票箱等の送致を受けるべき開票区に定めたので、公職選挙法施行令第49条の12第六項の規定により通知します。

第百二十三号様式中 「何選挙選挙長(選挙分会長)

市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

「数市町村合同開票区開票管理者

何選挙選挙長(選挙分会長) 殿

市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

第百八十四号様式の二中「公職選挙法施行令第78条第3項」や、「公職選挙法施行

令第78条第5項」に改める。

第九十八号様式中

「市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

(候補者の住所地の市町村の長及び選挙管理委員会委員長) 殿

「市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

数市町村合同開票区開票管理者 殿 「第92条第9

(候補者の住所地の市町村の長及び選挙管理委員会委員長) 殿

項」や「第92条第11項」

第百九十九号様式中 「投票管理者 氏 名 殿 「投票管理者 氏 名 殿」 「第9

2条第9項」や「第92条第11項」

第百二十号様式中「市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿」や

「数市町村合同開票区開票管理者

市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

第百二十一号様式中 「投票管理者 氏 名 殿 「投票管理者 氏 名 殿」 「投票管理者 氏 名 殿」

第百二十四号様式中 「何選挙(何選挙区)選挙長 氏 名 殿

市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

「数市町村合同開票区開票管理者

何選挙(何選挙区)選挙長 殿

市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

第百二十八号様式中 「何選挙選挙長

市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

「数市町村合同開票区開票管理者

市(町、村)選挙管理委員会委員長 殿

何選挙選挙長 殿

担 当

りの取扱いが、当分の日から開始する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭